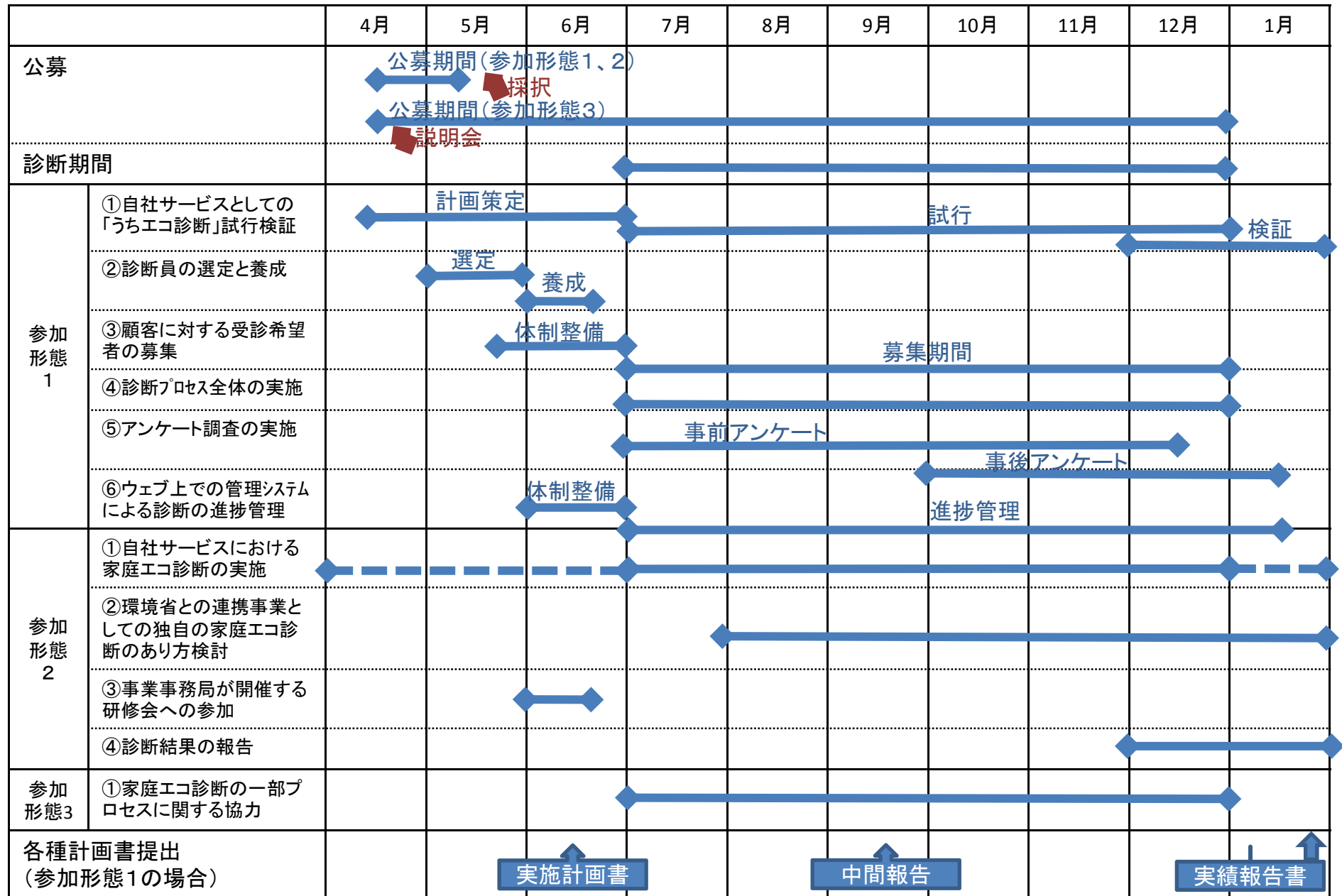


参考資料

民間企業等試行実施事業の
応募要件

1. スケジュール想定(参加形態別)



2. 事業内容

▶【参加形態1】の事業内容 【公募要領p.2～4】

事業内容	備考
① 自社サービスとしての「うちエコ診断」試行検証	<ul style="list-style-type: none"> 検証項目「a.受診者確保につながる募集方法の検証」と「b.成約に結び付く『拡張サービス』方法の検証」の両方、またはいずれかを計画・運用し、1) 自社サービス化のための条件の設定、2) 検証内容、3) 検証方法、4) 検証結果、5) 課題と実施計画案の作成、を行うこと。
② 診断員の選定と養成	<ul style="list-style-type: none"> 診断員1人あたり10件程度の診断を行うことを目安に、診断件数や診断期間の計画内容を踏まえて、必要な人数を設定すること。 診断員養成研修への出席(新規診断員養成研修、フォローアップ研修いずれも)と合格(新規診断員養成研修)が必須。
③ 顧客に対する受診希望者の募集	<ul style="list-style-type: none"> 採択後、すぐに受診者確保のための受付窓口設置や声掛けのための仕組みづくりを行うこと。
④ 診断プロセス全体の実施	<ul style="list-style-type: none"> 7～12月の実施期間中通期で実施できることが望ましい。実施期間を集中する場合には夏冬の節電ニーズの高い時期が望ましい。 診断実施数100世帯程度を目安。診断実施数が多い提案を評価。
⑤ アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が提供する、ウェブ又は紙での定型フォーマットによる、事前と事後の2回のアンケートの実施。 紙のアンケート票による回答については、民間企業等がウェブページへの代行入力することを必須とする。
⑥ ウェブ上での管理システムによる診断の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 一連の診断プロセスの進捗管理を事務局が提供するウェブ上での管理システムを使って行うこと。 ウェブ管理システム担当者を設定し、ウェブ管理システムの利用説明会に参加すること。
⑦ 実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> 申請書内容を踏まえた定型項目の計画書の作成。
⑧ 中間報告	<ul style="list-style-type: none"> 中間段階での①を中心とした進捗経過の報告の実施。
⑨ 実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥に関する報告書の作成。

2. 事業内容

▶【参加形態2】の事業内容 【公募要領p.4～5】

運用フロー	備考
①自社サービスにおける家庭向けのエコ診断の実施	• 診断実施数300世帯以上を目安。
②環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断のあり方検討	• 平成26年度の家庭エコ診断制度創設に向け、環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断事業のあり方検討(例:PR方法、診断プロセスの共通基盤整備、診断ソフトの共通基盤整備等)に協力すること。
③事務局が開催する研修会への参加	• 今年度新たに参加する場合、「うちエコ診断」理解のために、担当者は養成研修(2日間程度、1日目は9時頃から)に出席。
④診断結果の報告	• 実施内容を踏まえ、報告の内容・形式等を調整。
⑤中間報告	• 主に①に関する中間報告の実施。
⑥実績報告	• 主に①に関する実績報告の実施。

2. 事業内容

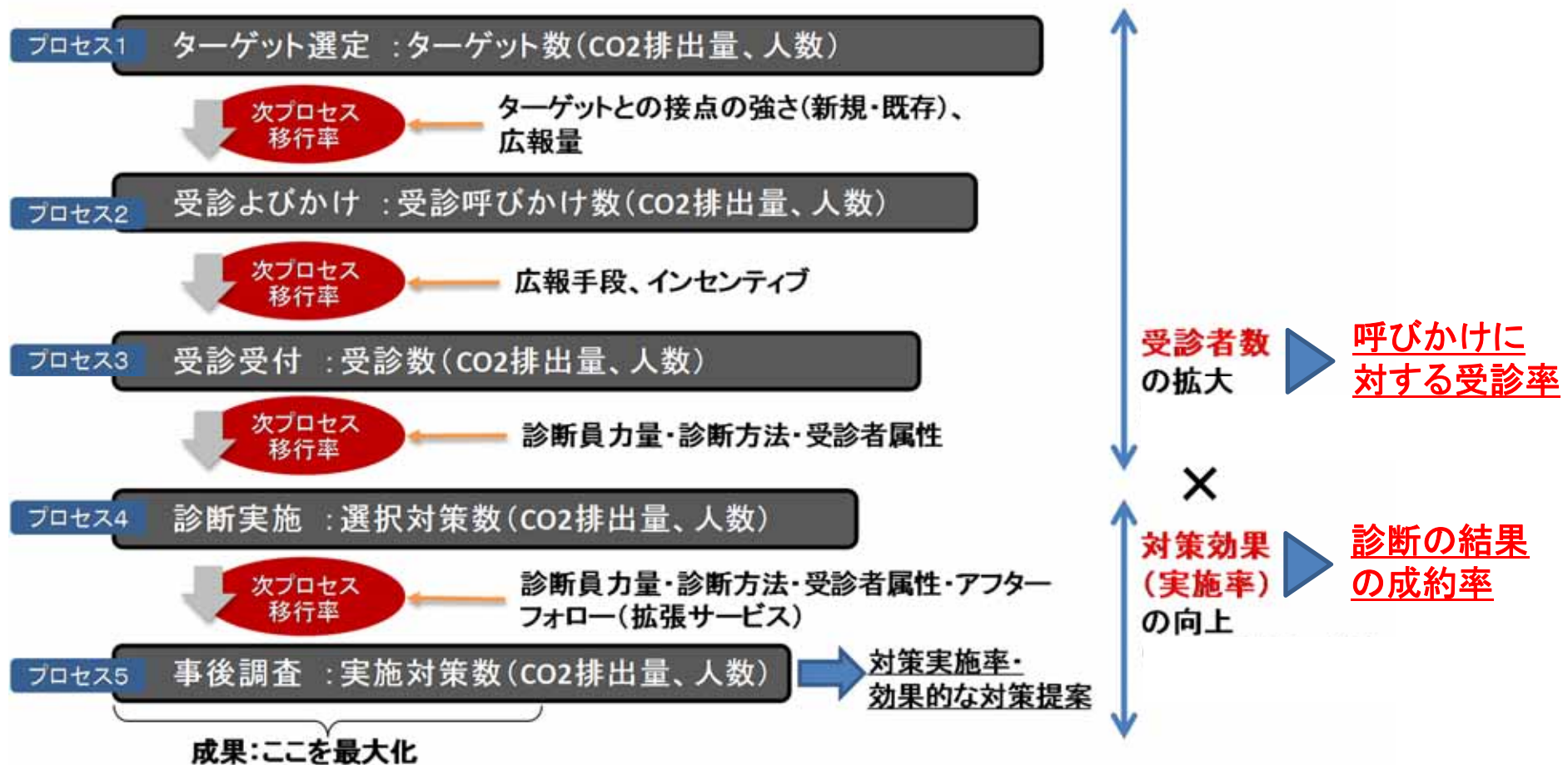
➤【参加形態3】の事業内容 【公募要領p.5～6】

運用フロー	備考
①家庭エコ診断の一部プロセスに関する協力	<ul style="list-style-type: none">環境省及び事務局が適切と判断し、関係者との協議の結果合意に達した内容について協力を行うこと。 <p>提案内容が適切であっても、一連の診断プロセスとしてサービス組成できない場合(例:適切な連携主体候補の紹介が困難、連携主体候補との間で合意に達しない等)がありうることに留意すること。</p>

3. 自社サービスとしての『うちエコ診断』試行検証

▶【参加形態1】自社サービスとしての「うちエコ診断」試行検証 【公募要領p2】

- 診断事業を自社サービスとして継続的に運用するための検証として、a.b.両方/いずれかを実施。
「a.受診者確保につながる募集方法の検証」
「b.成約に結び付く『拡張サービス』方法の検証」



3. 自社サービスとしての『うちエコ診断』試行検証

▶【参加形態1】自社サービスとしての「うちエコ診断」試行検証 【公募要領p2】

- 検証のために必要な取得情報。

運用フローの プロセス	備考	取得情報			
		対象数	対象の属性情報	実施 方法/内容	金額 費用/売上
①募集 :間接的 呼びかけ	DM、チラシ、ウェブサイト等の間接的 な呼びかけ	○	○	○	○ 費用
②募集 :直接的 呼びかけ	電話、対面等による直接的な呼びかけ	○	○	○	○ (費用: 推計含む)
③受診者数	—	○	△ (分かる範囲で)	○	○ (費用: 推計含む)
④拡張サービス 実施数	診断後の営業活動の実施	○	△ (分かる範囲で)	○	○ (費用: 推計含む)
⑤成約数	自社の商品・サービスの販売等	○	△ (分かる範囲で)	○	○ 売上

4.個人情報管理、消費者問題対策

▶【全参加形態共通】 受診者の個人情報の管理 【公募要領p7～9】

- 取得した受診者の個人情報を診断のために活用しつつ、受診者の権利利益を適切に保護することが必要。
- 以下のような点に配慮した個人情報管理の体制・運用について、「応募申請書」の（「応募要件への適合状況(2)運用要件」）に記載して下さい。

項目	概要
法令の遵守	<ul style="list-style-type: none">• 個人情報保護法、その他の国が定める指針・規範を遵守すること。
個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none">• 個人情報を保護・管理する体制を整備し、適切に個人情報を収集、利用すること。 →診断の申請書情報(氏名、住所等)と調査情報(エネルギー使用実態、意向等)を切り分けて保管・データベース化し、IDによって照合すること。
個人情報の取得・利用・提供	<ul style="list-style-type: none">• 受診者に対して個人情報収集・利用目的を明確にし、目的外利用を行わない。• 予め受診者から同意を取った提供先以外の第三者に提供・開示を行わない。
個人情報の安全対策	<ul style="list-style-type: none">• 個人情報への不正アクセス、紛失・破壊・改ざん・漏洩等の予防措置を講ずること。 →例:データファイルの保護設定、ローカル管理。紙資料の鍵保管。診断員パソコンのセキュリティ・ウィルス対策、共有ソフト排除。
個人情報の苦情・相談への対応	<ul style="list-style-type: none">• 個人情報の取り扱いに関する苦情・相談への対応と適切な対応の実施。

4. 個人情報管理、消費者問題対策

▶【全参加形態共通】 消費者問題の対策 【公募要領p7～9】

- 様々な主体が実施する家庭エコ診断の中立性、信頼性を確保し、家庭エコ診断という新しい取組の価値を損なうリスクを除去することが必要。
- 以下のような点に配慮した消費者問題対策の体制・運用について、「応募申請書」の（「応募要件への適合状況(2)運用要件」）に記載して下さい。

項目	概要
法令の遵守	<ul style="list-style-type: none">• 特定商取法、その他、消費者保護に関する国が定める指針・規範を遵守すること。
診断の中立性の確保	<ul style="list-style-type: none">• 受診者のライフスタイルや意向等の実態に即した中立な診断を実施すること。• 診断中に個別の環境機器等の営業、見積もり、販売、設置活動等の営業活動を行わないこと。
受診者の要請ベース	<ul style="list-style-type: none">• 受診者から「拡張サービス」の提供要請があった場合に限って、診断後に診断員としてではなく民間企業の従業員として「拡張サービス」を実施すること。
「拡張サービス」実施時の留意事項	<ul style="list-style-type: none">• 受診者が「拡張サービス」の提供要請を行った旨の書面等を取得すること。• 「拡張サービス」提供時にはうちエコ診断結果のプリントアウト等は参考として使用するにとどめ、うちエコ診断ソフトは使用しない。
消費者問題の苦情・相談への対応	<ul style="list-style-type: none">• 消費者問題に関する苦情・相談への対応と適切な対応の実施。

4.個人情報管理、消費者問題対策

▶【全参加形態共通】 消費者問題の対策 【公募要領p7~9】

参考)「拡張サービス」(診断後の商品紹介・見積相談サービス)の同意取得方法について

- 診断終了後に所定の同意書に署名していただく方法 (平成24年度の同意書フォーマットは右参照)
- 申請時に、申請書欄の「拡張サービス」に同意する旨のチェックをつけていただく方法

うちエコ診断終了後の営業活動に関する同意書

私は下記の内容を理解し、うちエコ診断終了後の個別の商品・サービスの紹介・見積相談等の営業活動を受けることに同意し、それを証するため署名押印します。

- 本診断は、環境省「平成 24 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業」(以下、本事業)に採択された事業者が実施しており、「うちエコ診断実施要綱」及び「うちエコ診断員要綱」の定めに基づいて行っています。
- 「うちエコ診断実施要綱」では、個別の商品・サービスの営業活動はうちエコ診断員の活動に含まれないこととし、診断中の営業活動は禁止しています。
- ただし、受診者様からの要望があった場合に限り、うちエコ診断が終了し、かつ受診者様が依頼を行った旨の書面(本書面)を取得した上で実施するものとします。
- この営業活動はうちエコ診断員としてではなく、あくまでも株式会社 A 社の従業員として、株式会社 A 社の責任において実施するものです。
- なお、本同意書は本事業終了後 6 か月後(平成 25 年 9 月末)に破棄いたします。破棄後は受診者様の同意情報を調べることはできません。

平成 年 月 日

氏名 (印)

診断及び営業活動に関する、問い合わせや苦情については、以下にご連絡下さい。

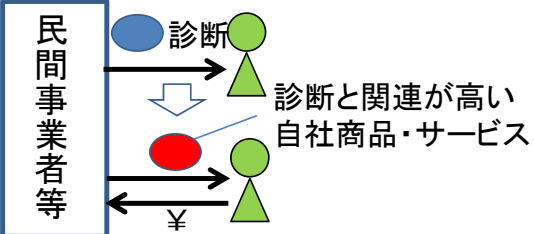
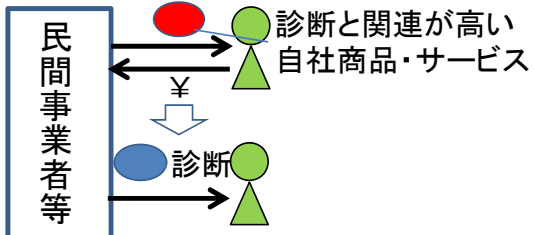
診断・営業活動に関する問合せ : 株式会社 A 社
担当: ○○ 電話番号: ○-○-○

事業全体に関する問合せ・苦情等 : 診断事業採択事業者 B 社
担当: ○○ 電話番号: ○-○-○

診断事業採択事業者と診断業務実施事業者が異なる場合には、上記のように両者を併記して記載して下さい

4. 個人情報管理、消費者問題対策

➤ 【全参加形態共通】 受診者の個人情報の管理、消費者問題の対策
【公募要領p7～9】

事業モデル例	事業フロー	個人情報管理、消費者問題対策上の留意点
<p>自社商品・サービスへの誘客モデル (診断との関連高)</p>	 <p>民間事業者等</p> <p>診断</p> <p>診断と関連が高い 自社商品・サービス</p> <p>¥</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断・分析のために取得する情報及び診断により生み出される情報は全て個人情報として、法に基づく適正な管理を行うこと(一連の運用フロー終了後もこれらの情報を保持する場合にも同様)。
<p>自社商品・サービスのおまけモデル (診断との関連高)</p>	 <p>民間事業者等</p> <p>診断</p> <p>診断と関連が高い 自社商品・サービス</p> <p>¥</p> <p>診断</p>	<p>【特有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断内容は中立であること。自社商品・サービスへの誘導は行わないこと。 「拡張サービス」提供は受診者の提供要請があった場合に限り実施するものとし、受診者が依頼を行った旨の書面等を取得すること。 「拡張サービス」提供の際には、診断により生み出される情報を用いることができる。

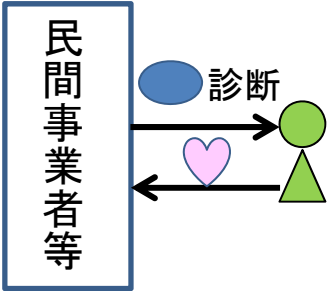
4. 個人情報管理、消費者問題対策

➤ 【全参加形態共通】「受診者の個人情報の管理、消費者問題の対策」【公募要領p7~9】

事業モデル例	事業フロー	個人情報管理、消費者問題対策上の留意点
<p>自社商品・サービスへの誘客モデル (診断との関連低)</p>		<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断・分析のために取得する情報及び診断により生み出される情報は全て個人情報として、法に基づく適正な管理を行うこと(一連の運用フロー終了後もこれらの情報を保持する場合にも同様)。 <p>【特有】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断と関連が低い自社商品・サービス提供は、受診者の提供要請があった場合に限り実施するものとし、受診者が依頼を行った旨の書面等を取得すること。 診断と関連が低い自社商品・サービス提供の際には、原則個人情報は用いない。
<p>自社商品・サービスのおまけモデル (診断との関連低)</p>		<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 診断・分析のために取得する情報及び診断により生み出される情報は全て個人情報として、法に基づく適正な管理を行うこと(一連の運用フロー終了後もこれらの情報を保持する場合にも同様)。

4.個人情報管理、消費者問題対策

➤【全参加形態共通】「受診者の個人情報の管理、消費者問題の対策」【公募要領p7~9】

事業モデル名	事業フロー	個人情報管理、消費者問題対策上の留意点
CSR、ブランド向上モデル		<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">診断・分析のために取得する情報及び診断により生み出される情報は全て個人情報として、法に基づく適正な管理を行うこと（一連の運用フロー終了後もこれらの情報を保持する場合にも同様）。